

学校法人会計について

学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究を遂行することにより、企業のように営利を目的とすることはできません。

教育活動は人材の育成を目的とし、研究活動はその成果を学内に留めることなく、社会に還元することを目的とします。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることになりますが、学校会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることになります。教育研究活動を継続的に行うためには、施設・設備や教職員などの人員が必要です。

教育研究環境を充実・発展させるための資金や財産を管理するだけでなく、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。

教育研究の諸活動は「計画＝予算」に基づいて運営しなければならず、予算書は重要な計算書類であります。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

・消費収支計算書

当該会計年度の消費収支の内容と均衡状態を明確にし、経営状況を表すものです。

法人に帰属する負債(借入金)にならない収入と、資産・借入返済・積立金などの資本的支出に充てる額を除いた支出を計上します。

消費収支の均衡状態の維持は、消費収入と消費支出が同額である状況といえます。

・資金収支計算書

当該会計年度(4月1日～翌年3月31日)に行った諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、支払資金(現金および預貯金)のてん末を表すものです。

・貸借対照表

期末(年度末)における資産・負債・基本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性を表すものです。